

記帳士事務所
小田原事務所

記帳処理サービスを ご存知ですか？

記帳処理サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用できるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自動化をサポートいたしますので、是非ご検討ください。

お問い合わせ
TEL24-2614 (事業課)
※税理士協会のほうにご連絡下さい

税 所得税の予定納税

予定納税の概要

その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額と税額などを基に計算した金額（予定納税額）が15万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付期間

予定納税は、予定納税基礎額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日まで、第2期分として11月1日から11月30日までと納めることになっています。

予定納税の減額申請

その年の6月30日の状況で所得税の見積額が予定納税基礎額より少なくなる人は、7月15日までで納税の総額に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。なお、第2期分の予定納税額での減額申請は11月15日までです（この場合は、10月31日の状況において見積ることとなります。）。（注）これらの期間が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その翌日が期限とみなされます。

小田原青色申告会のホームページとフェイスブック、是非ご覧ください！

様々な活動やリアルタイムな情報も掲載しています。確定申告時期以外でもご覧になく、「やさしいweb版創業相談録」動画公開中！

小田原税務署 からお知らせ

消費税の軽減税率制度が導入されます

軽減税率制度の導入時期	平成29年4月1日（消費税の引き上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税（注）2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税（注）1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税率の75分の22
軽減税率の対象品目	①酒類・外食を除く食料品 ②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの） ・対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や伝票などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 ・仕入税額控除の要件は、発行・帳簿及び請求書等（注1）の保存、ですが、軽減税率制度導入後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等（注2）の保存が要件となります。 （注1）「請求書」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 （注2）「区分記載請求書等」といいます。なお、平成30年4月から「区分記載請求書等」に代わり、「軽減税率書等」の保存が要件となります。
帳簿及び請求書等の記載と保存	
税額の計算	・売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・区分経理が困難な事業者の方は、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。
飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です。	
○消費税の軽減税率制度についての最新情報などの詳しい情報は、国庁ホームページの軽減税率特設サイトをご覧ください。 ⇒ https://www.nta.go.jp/etm/kubetsu/shohi/keigenzei/itsu/index.htm	

マイナンバーカードの申請から交付までの流れ

税務、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となりました。マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類として利用できます。他にも、多くの様々なメリットを享受することができるようになります。

マイナンバーカード交付の手順



住民票の住所に通知カードとともに届いた個人番号カード交付申請書を使用し、郵送による申請又はスマートフォン・パソコンによるWEB申請を行うと、交付通知書（はがき）が自宅に届きます。

必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書（はがき）に記載された期限までに、ご本人が交付場所にお越しください（※）。交付場所は、交付通知書（はがき）に記載されています。

※ご本人が病気、身体の不調、その他のやむを得ない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合には、代理人にカードの受け取りを委任できます。

必要な持ち物

- ☐ 交付通知書（はがき）
- ☐ 「通知カード」
- ☐ 本人確認書類
- ☐ 住民票基台帳カード（お持ちの方のみ）

※代理人が受け取る場合には、代理人の本人確認書類と本人の印鑑が図で示すことを証明する書類が必要となります。詳細は各市区町村へ事前確認してください。

交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくことにより、カードが交付されます。

マイナンバーカードに関するお問い合わせは

TEL 0570-783-578 個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）
受付時間 平日：日8時30分～20時00分 土日祝：日8時30分～17時30分（1月30日を除く）
URL <https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>（マイナンバーカード総合サイト）

税のカレンダー

納期前を早めましょう！ 口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料（税）の納期表

【第1期分】	小田原市・東足尾町・稲取町・	6月30日（木）
【第2期分】	中井町・松田町・	6月30日（木）
【第3期分】	喜多町・	6月30日（木）
○後期高齢者医療保険料（普通徴収）		
【第1期分】	松田町・	6月30日（木）
○介護保険料の納期表		
【6月分】	小田原市・	6月30日（木）
【第1期分】	南足尾町・稲取町・喜多町・	
	喜多町・	6月30日（木）
【第2期分】	喜多町・	6月30日（木）
○市町村税・町道税		
【第1期分】	小田原市・東足尾町・中井町・大井町・松田町・山北町・南郷町・喜多町・	
	喜多町・南郷町・	6月30日（木）
※所収税の予定納税額の通知：6月15日（水）		

青色活動報告

春季青色複式簿記講座

「春季青色複式簿記講座」を開催致しました。
本講座は毎回好評で、今後も22名の方にご参加をいただきました。



第54回会員研修旅行

5月14日出発の第1班を皮切りに、全13班順次にて、長崎・福岡・福岡を巡る会員研修旅行を現在進捗中です。素敵な旅のご報告は7月までに！

▼佐賀県：虹の朝顔



忘れていませんか？自動車税！

自動車の納税期限は5月31日ですが、納税がお済みでしょうか。お忘れの場合は、至急お近くの金融機関、郵便局又はコンビニエンスストアへお越しください。また、インターネットを活用して、Pay-easy（ペイジー）を利用した電子納税もできます。詳しくは、神奈川県ホームページ「県税便覧」の「県税の納税について」をご覧ください。
納税期限を失した方は、延滞税で納税済の方がなかった方は、自動車の登録番号をご手配いただいた上で、自動車税コールセンター又はお近くの県税事務所まで連絡をください。
引越し時等をされた場合は、現在の住所を管轄する運輸支隊（自動車検査登録事務所）で変更登録の手続きを付けてください。

お問い合わせ先

○自動車税コールセンター 電話045-97307110
○小田原県税事務所 管理課 管理第二組 電話0465-32-8000（代）

ご予約は
お早めどうぞ。

会員限定 無料相談

要予約

※24-2612

弁護士

法律 相談会

10時～12時

6月17日（金）

7月5日（火）

7月15日（金）

弁護士

相続 相談会

10時～12時

6月15日（水）

7月20日（水）

弁護士

年金 相談会

10時～12時

6月14日（火）

7月12日（火）

不動産

コンサルタントの

相続 相談会

10時～12時

6月23日（水）

7月28日（木）

経営

コンサルタントの

経営 相談会

10時～12時

6月23日（水）

7月28日（木）

経理

コンサルタントの

経営 相談会

10時～12時

6月23日（水）

7月28日（木）

経理

コンサルタントの

経営 相談会

10時～12時

6月23日（水）

7月28日（木）

経理

コンサルタントの

経営 相談会

10時～12時

6月23日（水）

7月28日（木）

経理

コンサルタントの

経営 相談会

10時～12時

6月23日（水）

7月28日（木）

経理

コンサルタントの

経営 相談会

10時～12時

6月23日（水）

7月28日（木）

経理

コンサルタントの

経営 相談会

10時～12時

6月23日（水）

7月28日（木）

経理

コンサルタントの

経営 相談会

10時～12時